

全部事項証明(戸籍謄本)・個人事項証明(戸籍抄本)等の郵便請求について

1. 請求方法 下記のものを同封し、送付してください。

①戸籍証明書等郵便交付請求書(すべて正確に記入してください。)

②手数料:下記のうち、どちらかの方法で納入ください。

(1) ゆうちょ銀行発行の定額小為替または普通為替 ※切手や収入印紙では受理できません。

※出生から死亡までの戸籍は複数にわかれますので、多めに同封してください。

(2) オンライン決済(事後決済方式) 市ホームページよりオンライン決済の申請をしてください。

③返信用封筒(申請者の郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの。レターパックも可)

※住民登録地以外への返送はできません。

※基本料金 110 円分で料金不足の場合は、受取人払いとして発送します。

※速達希望の場合は上記の送料に 300 円分を追加した切手を貼ってください。

④申請者の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード):**表面のみ**、運転免許証など、

氏名・送付先住所が印字された身分証明書のコピー

※マイナンバーの通知カード、住民票は本人確認書類としてお使いいただけません。

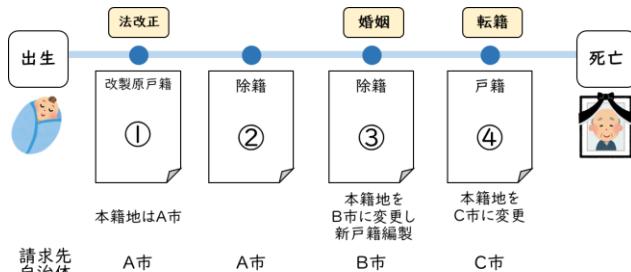
★戸籍等に記載されている方と申請者の続柄が当市保管の戸籍等で確認できない場合は、続柄の分かる

戸籍等のコピーの同封が必要な場合があります。詳しくは市民課戸籍係におたずねください。

2. 相続などで必要な戸籍謄本等をご希望の場合

相続手続きでは、相続人特定のため、被相続人(亡くなった方)の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められる場合があります。出生から死亡までの戸籍は、婚姻や転籍、法改正等で複数種類の戸籍が存在します。種類や通数は、個人毎に違うため手数料も異なります。手数料の目安は1セット3,000円です。不足が生じた場合は連絡します。なお、亡くなった方の本籍が出生から死亡までの期間に複数の市区町村間で移動している場合は、各市区町村へ戸籍を請求する必要があります。

«出生から死亡までの連続した戸籍謄本等のイメージ»



例) 昭和6年生まれの男性。令和5年に死亡。

① 昭和6年出生。父戸主のA市の戸籍に入籍。

② 昭和22年戸籍法の改製により、新しい戸籍が作られる。(戸主は父)

③ 昭和28年夫の氏を称する婚姻。本籍地をB市に変更し、新戸籍編製。(戸主は本人)

④ 平成15年転籍届により、本籍地をC市に変更。(筆頭者は本人)

令和5年死亡。

3. 本来、請求権がない方が自己の権利行使として請求される場合は、確認資料や誓約書が必要になります。詳しくは市民課戸籍係におたずねください。

4. 本籍地が丹波市の方でマイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ交付やオンライン申請もご活用ください。

また、手数料のみ(郵券料は除く)オンライン決済する事も可能です。詳しくは市ホームページをご確認ください。

コンビニ交付
(証明手数料
100円引きに
なります)



オンライン申請
(証明手数料は
郵便請求と同額
です)



オンライン決済
(証明手数料は
郵便請求と同額
です)



【送付先】 〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市役所 生活環境部 市民安全課 戸籍係 Tel 0795-82-2002(直通)